

【入学資格】

次の5つの要件を満たす方に限ります。

- ① 本学通信教育課程社会福祉学科の卒業生であること
- ② 原則として卒業後5年以内であること
- ③ 在学中に「社会福祉士国家試験受験資格」の科目別履修登録を行ない、旧規程における法定の社会福祉士指定科目「社会福祉援助技術現場実習」(本学開設科目「社会福祉援助技術現場実習I」(2単位)と「社会福祉援助技術現場実習II」(2単位)もしくは、「社会福祉援助技術現場実習」(4単位))のみ未修得であること
- ④ 京都府、大阪府、兵庫県を中心とした近畿圏内にある本学の指定実習施設で実習が可能であること
- ⑤ 入学後、下記(参考)に記載の実施スケジュールで履修ができること

【開講科目一覧】

科目コード	本学開講科目名	開講単位	履修方法	修得単位	学費(円)	スクーリング	
						日数	履修費(円)
W0788	社会福祉援助技術現場実習	4	E	4	—		
W0786	社会福祉援助技術現場実習指導I	4	T・S	4	10,000	2	10,000
W0787	社会福祉援助技術現場実習指導II	2	SR	2	—	1	9,000

表中の3科目10単位を登録してください。

【留意事項】

◆ 当課程は旧規程において、法定の社会福祉士指定科目「社会福祉現場実習」のみ未修得であった方のみ入学が可能です。新規程の方は対象となりません。ご自身が対象かどうかは、入学志願前に本学へお問い合わせください。

お問い合わせ方法は、以下の①に入学検討の旨を記入し、①②を以下の宛先まで送付してください。

- ① 所定の質問用紙(封入書類に同封)に在籍時の学籍番号を明記
- ② 返信用封筒(長3(23.5×12cm)、宛名明記、92円切手貼付)

宛先 佛教大学通信教育課程インフォメーションセンター 〒603-8301 京都市北区紫野北花ノ坊町96

◆ 社会福祉士および介護福祉士法の改正に伴い、2009年度以降の入学生は一律で改正後の新規程の指定科目の履修が義務付けられました。したがって、旧規程で現場実習のみが未履修の場合であっても、新規程の現場実習を履修する必要がありますので留意してください。また、新規程における現場実習は、相談援助業務の一連の過程を網羅的かつ集中的に学習できるよう、1つの施設において120時間以上行なうことを基本としています。それを受けて、本学の新たなカリキュラムも現場実習を1科目4単位の開講とし、旧規程のように分割して現場実習を行なうことができなくなりました。さらに、現場実習は実習指導者のいる実習施設で行なうよう制度が改正されたことに伴い、主として京都府、大阪府、兵庫県を中心とした近畿圏内にある本学の指定実習施設でのみ実習が可能です。したがって、本学の指定実習施設以外での実習はできませんので、あわせて注意してください。現場実習の詳細は、pp.152~153にて確認してください。

◆ 卒業後に、学校教育法による大学、大学院または短期大学で履修することが法令上で認められているのは「社会福祉援助技術現場実習」のみです。同科目以外に未履修未修得の社会福祉士指定科目がある方で、それらの科目の登録・履修を希望する場合は、学部(本科)の社会福祉学部社会福祉学科に入学してください。

〈参考〉社会福祉援助技術現場実習の実施スケジュール

